

一般国道464号北千葉道路（市川市～船橋市）に係る環境影響評価方法書への関係市長からの意見と事務局対応案

| No | 自治体名                   | 指摘箇所  | 自治体の意見  | 事務局対応案  |
|----|------------------------|---|---|---|
| 1  | 市川市                    | 1.全般事項<br>(1)   | 計画道路の位置や構造の検討にあたっては、大気環境、水環境、土壌環境、動植物、生態系及び景観など周辺環境を考慮すること。   | 答申<br>・事業計画の検討にあたっては、本事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減する計画とすること。  |
| 2  |                        |   | また、事業実施区域及びその周辺には、教育施設や福祉施設等、環境の保全について特に配慮が必要な施設も存在するため、これらの施設や周辺の環境を考慮した上で、調査地点を選定し、調査、予測及び評価を行うこと。                      | 答申<br>・施工時の建設機械の稼働及び資材等運搬車両の運行に係る調査地点、予測地点、予測対象時期等の選定にあたっては、施工区域、施工工程等の工事計画を示し、工事用車両の使用時期や台数等を明らかにすること。また、調査地点等の選定理由を示すこと。<br>予測対象時期については、対象事業実施区域が広範であり、予測地点ごとに設定すべき時期が異なると想定されることから、工事計画を踏まえ、適切に設定すること。<br>・供用時の自動車の走行等に係る調査地点、予測地点、予測対象時期等の選定にあたっては、道路構造や計画交通量等を明らかにすること。また、調査地点等の選定理由を示すこと。 |
| 3  |                        | 1.全般事項<br>(2)   | 今後の環境影響評価手続きにおいて、評価の項目や手法の選定に係る最新の知見が得られた場合には、必要に応じて項目や手法を見直し、追加的に調査、予測及び評価を行うこと。   | 答申<br>・環境影響評価の実施にあたっては、環境影響評価項目を適切に選定し、最新の知見を基に、調査、予測及び評価を定量的に行うとともに、具体的な環境保全措置の検討を行うこと。  |
| 4  |                        | 2.個別事項<br>(1)大気質<br>①   | トンネル構造等から高架構造へ切り替わる地域においては、トンネル坑口の影響を考慮し、適切に調査地点及び予測地点を選定し、調査、予測及び評価を行うこと。  | 答申<br>・大気質の予測にあたっては、道路構造（平面、高架、掘割、トンネル坑口、インターチェンジ等）ごとの影響が適切に反映できる手法を選定すること。   |
| 5  |                        | 2.個別事項<br>(1)大気質<br>②   | PM2.5については、予測技術の最新の情報収集に努めるとともに、準備書作成段階において予測手法が確立された場合には、調査、予測及び評価を行うこと。   | 答申<br>・PM2.5について、今後の予測技術の進展に応じた予測、評価の実施について検討すること。  |
| 6  |                        | 2.個別事項<br>(2)騒音<br>①  | 調査地点及び予測地点に関して、計画道路の構造と周辺の住居等の位置及び構造を踏まえ、高さ方向について考慮するとともに、トンネル構造等から高架構造へ切り替わる地域においてはトンネル坑口の影響も考慮して、適切に選定し、調査、予測及び評価を行うこと。 | 指導<br>・高架構造の区間において、近隣にマンション等の高層建築物がある場合は、必要に応じて、高層階への影響について、調査、予測及び評価を行うこと。   |
|    |                        |   |   | 答申<br>・騒音及び振動の予測にあたっては、道路構造（平面、高架、掘割、トンネル坑口、インターチェンジ等）ごとの影響が適切に反映できる手法を選定すること。  |
| 7  |                        | 2.個別事項<br>(2)騒音<br>②  | 予測及び評価については、コンターを用いた表現の活用等、事業実施区域周辺の結果を面的に示すこと。   | 指導<br>・トンネル坑口、インターチェンジ等においては、騒音の平面的な分布をわかりやすく示すこと。  |
| 8  |                        | 2.個別事項<br>(2)騒音<br>③  | 騒音に係る環境基準の地域類型指定がなされていない区域については、住居の立地状況等を勘案し、類似する地域類型の環境基準を環境保全目標として設定し、評価すること。   | －<br>地域類型指定がなされていない区域についても、適切に評価されると考えられることから、答申等に含めない。<br>(市意見については、別途、都市計画決定権者宛てに送付する)  |
| 9  |                        | 2.個別事項<br>(3)低周波音<br>①  | 計画道路の構造と周辺の住居等の位置及び構造等を踏まえ、予測地点を設定し、高さ方向についても予測及び評価を行うこと。   | 指導<br>・高架構造の区間において、近隣にマンション等の高層建築物がある場合は、必要に応じて、高層階への影響について、調査、予測及び評価を行うこと。   |
| 10 | 2.個別事項<br>(4)水文環境<br>① | 地下水については、掘削工事に伴う地下水位や地下水の流動への影響が考えられるため、今後決定する道路構造等を踏まえ、調査地点及び予測地点を適切に選定し、調査、予測及び評価を行うこと。 | 答申<br>・水文環境に係る地下水の流れ及び水位について、トンネル等地下構造となる箇所では、施工方法によって影響が異なる。については、当該箇所での施工方法を明らかにした上で、調査、予測及び評価を行うこと。                    |   |

一般国道464号北千葉道路（市川市～船橋市）に係る環境影響評価方法書への関係市長からの意見と事務局対応案

| No | 自治体名 | 指摘箇所                   | 自治体の意見  | 事務局対応案  |
|----|------|------------------------|---|---|
| 11 | 市川市  | 2.個別事項<br>(4)水文環境<br>② | 農業用水として地下水が利用されている区間や、湧水が分布する大町自然観察園においては、地下構造物の構築などで地下水の枯渇等が無いよう、調査、予測及び評価を行うこと。   | 答申<br>・水文環境に係る地下水の流れ及び水位について、トンネル等地下構造となる箇所では、施工方法によって影響が異なる。については、当該箇所での施工方法を明らかにした上で、調査、予測及び評価を行うこと。  |
| 12 |      | 2.個別事項<br>(5)地盤<br>①   | 状況に応じて既存の文献調査や現地調査を行い、周辺地域の地盤の状況の把握に努め、地盤沈下の予測及び評価を行うこと。  | －<br>地盤沈下の予測について、方法書に記載があることから、答申等に含めない。<br>(市意見については、別途、都市計画決定権者宛てに送付する)   |
| 13 |      | 2.個別事項<br>(6)動植物<br>①  | 大町周辺は本市で唯一のニホンウサギの生息地であることから、重要な動植物にニホンウサギを加え、調査、予測及び評価を行うこと。   | 指導<br>・市川市大町公園周辺は、「生物多様性いちかわ戦略」(平成26年3月 市川市)において、ニホンウサギがわずかに生息し、同市内の野生哺乳類の生息上、最も重要であると考えられるとされていることから、調査に当たっては、同戦略を踏まえ、ニホンウサギにも配慮すること。  |
| 14 |      | 2.個別事項<br>(6)動植物<br>②  | 本市が実施した自然環境実態調査及び水生生物調査など、関係市等が実施した調査結果を精査し、さらに、希少種及び外来種に関する最新の知見も反映し、予測及び評価を行うこと。  | 指導<br>・動植物・生態系について、関係市が実施した自然環境に関する調査報告書等を確認した上で、適切に地域特性を把握すること。  |
| 15 |      | 2.個別事項<br>(7)生態系<br>①  | 大町地域においては本市と松戸市にまたがる山林や梨畑等から形成される連続した緑地空間が存在することから、生態系への影響について、調査、予測及び評価を行うこと。  | 答申<br>・動植物・生態系について、本事業の実施により、残された貴重な自然環境が分断、縮小されることを踏まえ、調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討すること。   |
| 16 |      | 2.個別事項<br>(7)生態系<br>②  | 事業実施区域周辺の生態系は、重要湿地及び代表的な湧水の1つに挙げられている大町自然観察園の水源と密接に関係があることから、本事業実施による水源や地下水への影響について、調査、予測及び評価を行うこと。   | －<br>生態系の予測について、方法書においては、道路の存在による地下水への影響についての記載があることから、答申等に含めない。<br>(市意見については、別途、都市計画決定権者宛てに送付する)   |
| 17 |      | 3.その他<br>(1)           | 大町周辺の森は、貴重な景観資源であるとともに、市民が自然と触れ合う活動の場として利用されていることから、関係団体などに対して丁寧な説明を継続して行うこと。また、自然環境に関する知見を有する専門家や団体等に意見を聴くこと。  | －<br>関係団体などへの説明については、事業者において、別途進められるものであることから、答申等に含めない。<br>(市意見については、別途、都市計画決定権者宛てに送付する)  |
| 18 |      | 3.その他<br>(2)           | 本方法書では、計画道路の位置や構造が決まっていないため、大気質や水質など、各環境要素に係る調査地点が案として示されている。そこで、準備書においては、今後検討の上、決定される道路の線形や構造、工事計画の特性を踏まえ、調査地点及び調査時期の設定理由並びに予測条件、予測式及びその出典など予測、評価の根拠を明確かつ分かりやすく示すこと。 | 答申<br>・施工時の建設機械の稼働及び資材等運搬車両の運行に係る調査地点、予測地点、予測対象時期等の選定に当たっては、施工区域、施工工程等の工事計画を示し、工事用車両の使用時期や台数等を明らかにすること。また、調査地点等の選定理由を示すこと。<br>予測対象時期については、対象事業実施区域が広範であり、予測地点ごとに設定すべき時期が異なると想定されることから、工事計画を踏まえ、適切に設定すること。<br>・供用時の自動車の走行等に係る調査地点、予測地点、予測対象時期等の選定に当たっては、道路構造や計画交通量等を明らかにすること。また、調査地点等の選定理由を示すこと。 |
| 19 |      |                        | なお、計画交通量については、東京外かく環状道路の開通後の交通状況を踏まえた推計を行うとともに、北千葉道路の整備による周辺道路の交通量の増加等も考慮すること。  | 答申<br>・計画交通量について、交通量の推計方法や推計に用いた交通ネットワーク等の前提条件を具体的に示すこと。<br>なお、本事業は、「成田空港等の拠点への広域高速移動の強化」を目的の一つとしており、将来の成田空港の拡大等の影響を大きく受けると想定される。については、計画交通量の算定に当たっては、空港拡大等による交通量の増加等を考慮すること。<br>答申<br>・本事業の実施により、周辺道路では交通量が増加し、また交通流も変化すると想定されることから、周辺道路の現況について調査した上で、予測及び評価を行うこと。                             |

一般国道464号北千葉道路（市川市～船橋市）に係る環境影響評価方法書への関係市長からの意見と事務局対応案

| No | 自治体名 | 指摘箇所         | 自治体の意見  | 事務局対応案  |
|----|------|--------------|---|---|
| 20 | 市川市  | 3.その他<br>(3) | 本方法書には、車線数及び道路区分(種級)について記載されているもののその根拠等は示されていない。そこで、準備書においては、その設定根拠を明確に示すこと。  | 答申<br>・今後、事業計画の詳細を明らかにし、環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法等を精査した上で、適切に環境影響評価を実施すること。また、道路位置(ルート)、道路構造等について、検討の経緯や選定理由を明らかにすること。  |
| 21 |      | 3.その他<br>(4) | 事業の実施にあたっては、低公害型の建設機械の導入等により、工事に伴う粉じん、騒音、振動について、周辺環境へ配慮すること。また、工事用車両の走行においても、周辺環境へ配慮すること。   | 答申<br>・工事計画について、施工区域、施工工程等の詳細を明らかにすること。また、資材等運搬車両の経路の検討に当たっては、周辺の住環境に最大限配慮すること。   |
| 22 | 船橋市  |              | 環境影響評価項目として選定された各項目の調査・予測・評価の手法について、方法書段階においては、具体的な道路構造や工事の内容が決定しておらず、調査地点・予測対象時期などが具体的に示されていないことから、環境影響評価準備書においては、今後決定する道路構造や工事の内容・工程、将来交通量の予測結果とともに、調査地点などについては、その選定理由も含めて明らかにするようお願いします。 | 答申<br>・施工時の建設機械の稼働及び資材等運搬車両の運行に係る調査地点、予測地点、予測対象時期等の選定に当たっては、施工区域、施工工程等の工事計画を示し、工事用車両の使用時期や台数等を明らかにすること。また、調査地点等の選定理由を示すこと。<br>予測対象時期については、対象事業実施区域が広範であり、予測地点ごとに設定すべき時期が異なると想定されることから、工事計画を踏まえ、適切に設定すること。 |
| 23 |      |              | 大気質・騒音・振動の予測地点の選定にあたっては、交通量や舗装の状況といった要素を考慮し、周辺地域への影響を適切に把握できる地点を選定したうえで環境影響を予測・評価し、事業の影響を回避又は低減するとともに、必要に応じて環境保全対策を検討するようお願いします。  | ・供用時の自動車の走行等に係る調査地点、予測地点、予測対象時期等の選定に当たっては、道路構造や計画交通量等を明らかにすること。また、調査地点等の選定理由を示すこと。  |
| 24 |      |              | 二酸化窒素、浮遊粒子状物質に加え、環境基準または指針値が設定されているベンゼン等、また、優先取組物質のうち自動車走行起因とされているアセトアルデヒド等についても、今後の予測技術の進展に応じた予測・評価を検討くださいますようお願いします。  | －<br>ベンゼン等の予測については、発生源単位等の予測条件に関するデータの蓄積が必要であることから、答申等に含めない。<br>(市意見については、別途、都市計画決定権者宛てに送付する)   |
| 25 |      |              | 水文環境については、流域水源域における事業の実施により地下水や湧水等に影響を及ぼす可能性が考えられるため、適切に調査・予測・評価し、事業の影響を回避又は低減するとともに、必要に応じて環境保全対策を検討するようお願いします。   | 答申<br>・水文環境に係る地下水の流れ及び水位について、トンネル等地下構造となる箇所では、施工方法によって影響が異なる。については、当該箇所での施工方法を明らかにした上で、調査、予測及び評価を行うこと。  |

一般国道464号北千葉道路（市川市～船橋市）に係る環境影響評価方法書への関係市長からの意見と事務局対応案

| No | 自治体名 | 指摘箇所 | 自治体の意見  | 事務局対応案   |  |
|----|------|------|---|--|--|
| 26 | 松戸市  | 1.総論 | <p>一般国道464号北千葉道路は、首都圏との広域交通ネットワークを形成し、広域的な地域圏の連携や、物流機能の強化を図ること等を目的として整備が計画されており、市川市～船橋市間の専用部及び市川市～鎌ヶ谷市間の一般部を対象事業として、環境影響評価が進められているところです。</p> <p>本事業の実施にあたっては、大気質及び騒音等の周辺の生活環境への影響、生態系等への影響等、本市域への影響も予想されることから、環境保全についての配慮が適正になされているかについては、適切な調査を実施し、現況からの増加分を含めて予測し、回避又は低減等による評価を実施して頂きますよう要望します。</p>   | <p>・環境影響評価の実施にあたっては、環境影響評価項目を適切に選定し、最新の知見を基に、調査、予測及び評価を定量的に行うとともに、具体的な環境保全措置の検討を行うこと。</p>  |  |
| 27 |      |      | <p>また、準備書の作成にあたっては、検討された環境保全措置について、当該措置を行うと判断するための判断材料及び判断基準について記載をお願いするとともに、方法書に記載した環境配慮事項と整合を図り、事業者の実行可能な範囲内で複数案の比較により行うこととし、その過程及び結果を記載して頂きますようお願いいたします。さらに、方法書に対する住民等の意見を十分検討し、わかりやすい記載となるよう配慮をお願いいたします。</p> <p>なお、現段階では道路構造が決定していないことから、今後の進捗により事業計画の見直しを行った場合、見直しを行った箇所及びその理由を準備書、評価書等に記載し、調査方法を変更した場合についてもその理由とともに、記載をお願いいたします。ただし、見直し後の環境配慮事項について、見直し前と比較して、環境を悪化させないよう要望します。</p> | <p>・今後、事業計画の詳細を明らかにし、環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法等を精査した上で、適切に環境影響評価を実施すること。また、道路位置（ルート）、道路構造等について、検討の経緯や選定理由を明らかにすること。</p>  |  |
| 28 |      |      | 2.各論<br>(1)生活環境<br>①大気質   | <p>対象事業実施区域及びその周辺には、住居等が存在し、工事の実施及び供用後の自動車の走行に係る二酸化窒素、浮遊粒子状物質の影響が考えられるため、道路構造が明確化した際には、必要に応じて大気質の拡散について、調査、予測及び評価の方法を見直して頂くと共に調査、予測及び評価の地点も可能な限りきめ細やかに選定されるようお願いいたします。</p> | <p>・施工時の建設機械の稼働及び資材等運搬車両の運行に係る調査地点、予測地点、予測対象時期等の選定にあたっては、施工区域、施工工程等の工事計画を示し、工事用車両の使用時期や台数等を明らかにすること。また、調査地点等の選定理由を示すこと。</p> <p>予測対象時期については、対象事業実施区域が広範であり、予測地点ごとに設定すべき時期が異なると想定されることから、工事計画を踏まえ、適切に設定すること。</p> |
| 29 |      |      | 2.各論<br>(1)生活環境<br>②騒音、超低周波音、振動   | <p>自動車の走行による騒音、超低周波音及び振動の調査、予測及び評価に係る地点の選定にあたっては、画一的な調査とならないよう住居の立地や市民意見等も配慮した上で可能な限りきめ細やかに実施するとともに、準備書において、調査地点を明確にし、その選定理由についても記載をお願いいたします。</p>                          | <p>・供用時の自動車の走行等に係る調査地点、予測地点、予測対象時期等の選定にあたっては、道路構造や計画交通量等を明らかにすること。また、調査地点等の選定理由を示すこと。</p>  |

一般国道464号北千葉道路（市川市～船橋市）に係る環境影響評価方法書への関係市長からの意見と事務局対応案

| No | 自治体名 | 指摘箇所  | 自治体の意見  | 事務局対応案  |
|----|------|---|---|---|
| 30 | 松戸市  | 2.各論<br>(1)生活環境<br>(2)騒音、超低周波音、振動   | また、評価の手法における「基準又は目標との整合」の項目において、騒音及び振動についての条例、騒音規制法に基づく要請限度との整合についても加えて頂きますようお願いいたします。<br>なお、今後道路構造が明確化した際には、必要に応じて、調査、予測及び評価の方法を見直して頂きますようお願いいたします。                                      | 指導<br>・騒音及び振動について、建設機械の稼働等に係る評価に当たっては、関係市における条例等も考慮すること。  |
| 31 |      | 2.各論<br>(2)生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全  | 動物については、計画段階環境配慮事項に係る予測及び評価の結果より、事業実施区域及びその周辺地域で、重要な動物種や注目すべき生息地が確認され、動物に影響を与える可能性があることと評価されていることから、現地調査の地点・範囲、ルート、時期等や、予測の対象とする重要な種等の選定にあたっては、事業による影響及び重要な種等の分布状況に基づく等、適切に実施されることを要望します。 | 答申<br>・動植物の調査に当たっては、事業特性や地域特性を踏まえ、調査地点、調査ルート、調査頻度やトラップ数等を適切に設定すること。特に、文献において生息が確認されている重要な動植物については、適切に調査を行うこと。     |
| 32 |      |   | 植物については、重要な種も生育地等を回避していると予測され、影響を与える可能性は小さいものと評価されていますが、今後の調査の結果で、事業実施区域及びその周辺地域において新たに植物群落や重要な種等が確認された場合は、追加的な調査を実施する等適切な対応を要望します。   |   |
| 33 |      |   | 生態系については、まとまって存在する自然環境を回避していると予測され、生態系に影響を与える可能性は小さいものと評価されていますが、生態系は個々の生物空間のネットワークで構成されていることを踏まえ、今後の調査の結果で、事業実施区域及びその周辺地域において新たに保全すべき自然環境や動植物の生息及び生育基盤が確認された場合は、追加的な調査を実施する等適切な対応を要望します。 |   |
| 34 |      |   | また、道路構造物による生息及び生育環境の分断に係る影響について適切に予測、評価をお願いいたします。   |   |
| 35 |      | さらには、対象種ごとに調査手法、調査時期等が異なることを踏まえた上で、適切に調査を行い、準備書において予測及び評価の手法の詳細を明らかにしてください。 | 答申<br>・動植物の調査に当たっては、事業特性や地域特性を踏まえ、調査地点、調査ルート、調査頻度やトラップ数等を適切に設定すること。特に、文献において生息が確認されている重要な動植物については、適切に調査を行うこと。   |   |
| 36 |      | 3.その他   | 今後選定される具体的なルートや道路構造については、環境保全上の観点を含め、選定理由をわかりやすく示していただきますようお願いいたします。  | 答申<br>・事業計画の詳細を明らかにし、環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法等を精査した上で、適切に環境影響評価を実施すること。また、道路位置（ルート）、道路構造等について、検討の経緯や選定理由を明らかにすること。 |

一般国道464号北千葉道路（市川市～船橋市）に係る環境影響評価方法書への関係市長からの意見と事務局対応案

| No | 自治体名 | 指摘箇所 | 自治体の意見   | 事務局対応案  |
|----|------|------|--|---|
| 37 | 柏市   | (1)  | 地下水の状況について、今後決定する道路構造を踏まえたうえで、地下水の変容について考慮するよう検討願います。  | 答申<br>・水文環境に係る地下水の流れ及び水位について、トンネル等地下構造となる箇所では、施工方法によって影響が異なる。については、当該箇所での施工方法を明らかにした上で、調査、予測及び評価を行うこと。  |
| 38 |      | (2)  | 河川の状況について、路面排水の流入による水質への影響についても考慮するよう検討願います。   | 答申<br>・供用時の水質について、路面排水、特にファーストフラッシュによる周辺水域への影響を検討し、必要に応じて対策を講じること。  |
| 39 |      | (3)  | 環境要素「大気質」のうち、工事の実施(資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)について、建設工事に伴う副産物(産業廃棄物及び土砂)の運搬車両の運行に係る要素を含めるよう検討願います。                                   | －<br>産業廃棄物及び土砂については、「資材」に含まれることから、答申等に含めない。<br>(市意見については、別途、都市計画決定権者宛てに送付する)  |
|    | 八千代市 |      | 意見無し   |   |
| 40 | 鎌ヶ谷市 | 1    | 「動物、植物、生態系」において、周辺地域の生物生息地を正確に把握するため、地図情報システムを調査・予測手法として用いることも有効な手段と考えられることから、適切な手法に基づき実施していただきたい。                           | －<br>生物の生息地の把握については、方法書に記載のとおり適切に実施されるところから、答申等に含めない。<br>(市意見については、別途、都市計画決定権者宛てに送付する)  |
| 41 |      |      | 「景観」において、事業実施区域の緑の繋がり等がどのように変化していくか図面を用いて分析することについて検討いただきたい。   | －<br>景観について、方法書においては、フォトモンタージュ法等の視覚的な表現方法により、眺望景観の変化の程度を把握することから、答申等に含めない。<br>(市意見については、別途、都市計画決定権者宛てに送付する)   |
| 42 |      | 2    | また、事業実施区域は新鎌ヶ谷特定区画整理事業地区に接しており、同地区には「新鎌ヶ谷地区地区計画」があるほか、「鎌ヶ谷市景観計画」において重点地区に指定されているため、保全措置の検討にあたっては、景観に配慮したカラーリング等の実施を検討いただきたい。 | －<br>景観に係る地域特性においては、景観計画が策定されている旨記載されており、同計画に配慮するものと考えられることから、答申等に含めない。また、環境保全措置の具体的内容に対しては、必要に応じて準備書にて指摘する。<br>(市意見については、別途、都市計画決定権者宛てに送付する)   |
| 43 |      | 3    | 「人と自然との触れ合いの活動の場」において、事業実施区域には市制記念公園、粟野地区公園、新鎌ふれあい公園などが存在しており、市民が多く利用する利便性の高い場所であるため、特に配慮した調査・予測・評価を行うことを検討いただきたい。           | －<br>市制記念公園や粟野地区公園などは、方法書において、主な人と自然との触れ合いの活動の場として記載されていることから、答申等に含めない。<br>(市意見については、別途、都市計画決定権者宛てに送付する)  |
|    | 印西市  |      | 意見無し   |   |
| 44 | 白井市  |      | 環境影響評価を行うに当たっては、十分な調査、予測及び評価を行い、できる限り影響を回避・低減するよう努めていただきますようお願いいたします。  | 答申<br>・環境影響評価の実施に当たっては、環境影響評価項目を適切に選定し、最新の知見を基に、調査、予測及び評価を定量的に行うとともに、具体的な環境保全措置の検討を行うこと。  |
| 45 |      |      | また、事業実施区域及びその周辺は、市街地となっている部分があり、大気質、騒音及び振動については事業実施により影響を受ける可能性があるため、調査地点及び調査時期の設定については、市街地への影響を十分考慮していただきますようお願いいたします。      | 答申<br>・施工時の建設機械の稼働及び資材等運搬車両の運行に係る調査地点、予測地点、予測対象時期等の選定に当たっては、施工区域、施工工程等の工事計画を示し、工事用車両の使用時期や台数等を明らかにすること。また、調査地点等の選定理由を示すこと。<br>予測対象時期については、対象事業実施区域が広範であり、予測地点ごとに設定すべき時期が異なると想定されることから、工事計画を踏まえ、適切に設定すること。<br>・供用時の自動車の走行等に係る調査地点、予測地点、予測対象時期等の選定に当たっては、道路構造や計画交通量等を明らかにすること。また、調査地点等の選定理由を示すこと。 |

市川第 20181106-0262 号

平成 30 年 11 月 9 日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

市川市長 村越 祐典



一般国道 464 号北千葉道路（市川市～船橋市）に係る環境影響評価方法書  
に対する意見について（回答）

平成 30 年 8 月 14 日付け環第 394 号にて照会のありましたこのこと  
について、環境の保全の見地からの意見を別紙のとおり回答します。

一般国道464号北千葉道路(市川市～船橋市)に係る環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの意見

## 記

### 1 全般事項

- (1) 計画道路の位置や構造の検討にあたっては、大気環境、水環境、土壌環境、動植物、生態系及び景観など周辺環境を考慮すること。また、事業実施区域及びその周辺には、教育施設や福祉施設等、環境の保全について特に配慮が必要な施設も存在するため、これらの施設や周辺の環境を考慮した上で、調査地点を選定し、調査、予測及び評価を行うこと。
- (2) 今後の環境影響評価手続きにおいて、評価の項目や手法の選定に係る最新の知見が得られた場合には、必要に応じて項目や手法を見直し、追加的に調査、予測及び評価を行うこと。

### 2 個別事項

#### (1) 大気質

- ① トンネル構造等から高架構造へ切り替わる地域においては、トンネル坑口の影響を考慮し、適切に調査地点及び予測地点を選定し、調査、予測及び評価を行うこと。
- ② PM2.5 については、予測技術の最新の情報収集に努めるとともに、準備書作成段階において予測手法が確立された場合には、調査、予測及び評価を行うこと。

#### (2) 騒音

- ① 調査地点及び予測地点に関して、計画道路の構造と周辺の住居等の位置及び構造を踏まえ、高さ方向について考慮するとともに、トンネル構造等から高架構造へ切り替わる地域においてはトンネル坑口の影響も考慮して、適切に選定し、調査、予測及び評価を行うこと。
- ② 予測及び評価については、コンターを用いた表現の活用等、事業実施区域周辺の結果を面的に示すこと。
- ③ 騒音に係る環境基準の地域類型指定がなされていない区域については、住居の立地状況等を勘案し、類似する地域類型の環境基準を環境保全目標として設定し、評価すること。



(3) 低周波音

- ① 計画道路の構造と周辺の住居等の位置及び構造等を踏まえ、予測地点を設定し、高さ方向についても予測及び評価を行うこと。

(4) 水文環境

- ① 地下水については、掘削工事に伴う地下水位や地下水の流動への影響が考えられるため、今後決定する道路構造等を踏まえ、調査地点及び予測地点を適切に選定し、調査、予測及び評価を行うこと。
- ② 農業用水として地下水が利用されている区間や、湧水が分布する大町自然観察園においては、地下構造物の構築などで地下水の枯渇等が無いよう、調査、予測及び評価を行うこと。

(5) 地盤

- ① 状況に応じて既存の文献調査や現地調査を行い、周辺地域の地盤の状況の把握に努め、地盤沈下の予測及び評価を行うこと。

(6) 動植物

- ① 大町周辺は本市で唯一のニホンノウサギの生息地であることから、重要な動植物にニホンノウサギを加え、調査、予測及び評価を行うこと。
- ② 本市が実施した自然環境実態調査及び水生生物調査など、関係市等が実施した調査結果を精査し、さらに、希少種及び外来種に関する最新の知見も反映し、予測及び評価を行うこと。

(7) 生態系

- ① 大町地域においては本市と松戸市にまたがる山林や梨畑等から形成される連続した緑地空間が存在することから、生態系への影響について、調査、予測及び評価を行うこと。
- ② 事業実施区域周辺の生態系は、重要湿地及び代表的な湧水の1つに挙げられている大町自然観察園の水源と密接に関係があることから、本事業実施による水源や地下水への影響について、調査、予測及び評価を行うこと。

### 3 その他

- (1) 大町周辺の森は、貴重な景観資源であるとともに、市民が自然と触れ合う活動の場として利用されていることから、関係団体などに対して丁寧な説明を継続して行うこと。  
また、自然環境に関する知見を有する専門家や団体等に意見を聴くこと。
  
- (2) 本方法書では、計画道路の位置や構造が決まっていないため、大気質や水質など、各環境要素に係る調査地点が案として示されている。そこで、準備書においては、今後検討の上、決定される道路の線形や構造、工事計画の特性を踏まえ、調査地点及び調査時期の設定理由並びに予測条件、予測式及びその出典など予測、評価の根拠を明確かつ分かりやすく示すこと。なお、計画交通量については、東京外かく環状道路の開通後の交通状況を踏まえた推計を行うとともに、北千葉道路の整備による周辺道路の交通量の増加等も考慮すること。
  
- (3) 本方法書には、車線数及び道路区分（種級）について記載されているもののその根拠等は示されていない。そこで、準備書においては、その設定根拠を明確に示すこと。
  
- (4) 事業の実施にあたっては、低公害型の建設機械の導入等により、工事に伴う粉じん、騒音、振動について、周辺環境へ配慮すること。また、工事車両の走行においても、周辺環境へ配慮すること。

以上

船環政第868号

平成30年10月29日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

船橋市長 松戸 徹



一般国道464号北千葉道路（市川市～船橋市）に係る環境影響評価方法書に対する意見について（回答）

平成30年8月14日付け環第394号にて、照会のありました標記の件について、下記のとおり回答いたします。

記

- 環境影響評価項目として選定された各項目の調査・予測・評価の手法について、方法書段階においては、具体的な道路構造や工事の内容が決定しておらず、調査地点・予測対象時期などが具体的に示されていないことから、環境影響評価準備書においては、今後決定する道路構造や工事の内容・工程、将来交通量の予測結果とともに、調査地点などについては、その選定理由も含めて明らかにするようお願いします。
- 大気質・騒音・振動の予測地点の選定にあたっては、交通量や舗装の状況といった要素を考慮し、周辺地域への影響を適切に把握できる地点を選定したうえで環境影響を予測・評価し、事業の影響を回避又は低減するとともに、必要に応じて環境保全対策を検討するようお願いします。
- 二酸化窒素、浮遊粒子状物質に加え、環境基準または指針値が設定されているベンゼン等、また、優先取組物質のうち自動車走行起因とされているアセトアルデヒド等についても、今後の予測技術の進展に応じた予測・評価を検討くださいますようお願いいたします。

○水文環境については、流域水源域における事業の実施により地下水や湧水等に影響を及ぼす可能性が考えられるため、適切に調査・予測・評価し、事業の影響を回避又は低減するとともに、必要に応じて環境保全対策を検討するようお願いします。

<お問い合わせ>

〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25

船橋市環境部環境政策課

関真人

TEL 047-436-2454 FAX 047-436-2487

E-mail [kankyoseisaku@city.funabashi.lg.jp](mailto:kankyoseisaku@city.funabashi.lg.jp)



松環政第 249 号  
平成 30 年 10 月 26 日

千葉県知事 鈴木 栄 治 様

松戸市長 本郷谷 健 次



一般国道 464 号北千葉道路(市川市～船橋市)に係る環境影響評価方法書に対する意見について(回答)

平成 30 年 8 月 14 日付け環第 394 号をもって照会のあった環境影響評価法(平成 9 年法律第 81 号)第 40 条第 2 項の規定により読み替えて適用される同法第 6 条第 1 項の規定による環境の保全の見地からの意見については下記のとおりです。

## 記

### 1 総論

一般国道 464 号北千葉道路は、首都圏との広域交通ネットワークを形成し、広域的な地域圏の連携や、物流機能の強化を図ること等を目的として整備が計画されており、市川市～船橋市間の専用部及び市川市～鎌ヶ谷市間の一般部を対象事業として、環境影響評価が進められているところです。

本事業の実施にあたっては、大気質及び騒音等の周辺的生活環境への影響、生態系等への影響等、本市域への影響も予想されることから、環境保全についての配慮が適正になされているかについては、適切な調査を実施し、現状からの増加分を含めて予測し、回避又は低減等による評価を実施して頂きますよう要望します。

また、準備書の作成にあたっては、検討された環境保全措置について、当該措置を行うと判断するための判断材料及び判断基準について記載をお願いするとともに、方法書に記載した環境配慮事項と整合を図り、事業者の実行可能な範囲内で複数案の比較により行うこととし、その過程及び結果を記載して頂きますようお願いいたします。さらに、方法書に対する住民等の意見を十分検討し、わかりやすい記載となるよう配慮をお願いいたします。

なお、現段階では、道路構造が決定していないことから、今後の進捗により事業計画の見直しを行った場合、見直しを行った箇所及びその理由を準備書、

評価書等に記載し、調査方法を変更した場合についてもその理由とともに、記載をお願いします。ただし、見直し後の環境配慮事項について、見直し前と比較して、環境を悪化させないように要望します。

## 2 各論

### (1) 生活環境

#### ① 大気質

対象事業実施区域及びその周辺には、住居等が存在し、工事の実施及び供用後の自動車の走行に係る二酸化窒素、浮遊粒子状物質の影響が考えられるため、道路構造が明確化した際には、必要に応じて大気質の拡散について、調査、予測及び評価の方法を見直して頂くと共に調査、予測及び評価の地点も可能な限りきめ細やかに選定されるようお願いします。

#### ② 騒音、超低周波音、振動

自動車の走行による騒音、超低周波音及び振動の調査、予測及び評価に係る地点の選定にあたっては、画一的な調査とならないよう住居の立地や市民意見等も配慮した上で可能な限りきめ細やかに実施するとともに、準備書において、調査地点を明確にし、その選定理由についても記載をお願いします。

また、評価の手法における「基準又は目標との整合」の項目において、騒音及び振動についての条例、騒音規制法に基づく要請限度との整合についても加えて頂きますようお願いいたします。

なお、今後道路構造が明確化した際には、必要に応じて、調査、予測及び評価の方法を見直して頂きますようお願いいたします。

### (2) 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全

#### 動物、植物、生態系

動物については、計画段階配慮事項に係る予測及び評価の結果より、事業実施区域及びその周辺地域で、重要な動物種や注目すべき生息地が確認され、動物に影響を与える可能性があるとして評価されていることから、現地調査の地点・範囲、ルート、時期等や、予測の対象とする重要な種等の選定にあたっては、事業による影響及び重要な種等の分布状況に基づく等、適切に実施されることを要望します。

植物については、重要な種の生育地等を回避していると予測され、影響を与える可能性は小さいものと評価されていますが、今後の調査

の結果で、事業実施区域及びその周辺地域において新たに植物群落や重要な種等が確認された場合は、追加的な調査を実施する等適切な対応を要望します。

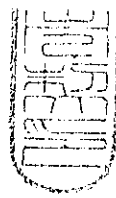
生態系については、まとまって存在する自然環境を回避していると予測され、生態系に影響を与える可能性は小さいものと評価されていますが、生態系は個々の生物空間のネットワークで構成されていることを踏まえ、今後の調査の結果で、事業実施区域及びその周辺地域において新たに保全すべき自然環境や動植物の生息及び生育基盤が確認された場合は、追加的な調査を実施する等適切な対応を要望します。

また、道路構造物による生息及び生育環境の分断に係る影響について適切に予測、評価をお願いします。

さらには、対象種ごとに調査手法、調査時期等が異なることを踏まえた上で、適切に調査を行い、準備書において予測及び評価の手法の詳細を明らかにしてください。

### 3 その他

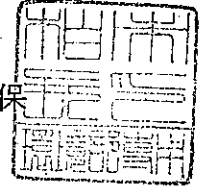
今後選定される具体的なルートや道路構造については、環境保全上の観点を含め、選定理由をわかりやすく示していただきますよう要望します。



柏環環第1104号  
平成30年10月30日

千葉県知事 鈴木 栄 治 様

柏市長 秋 山 浩 保



一般国道464号北千葉道路（市川市～船橋市）に係る  
環境影響評価方法書に対する意見について（回答）

平成30年8月14日付け環第394号で照会のあったこのこと  
について、下記のとおり回答します。

記

1 回答内容

- (1) 地下水の状況について、今後決定する道路構造を踏まえたうえで、地下水の変容について考慮するよう検討願います。
- (2) 河川の状況について、路面排水の流入による水質への影響についても考慮するよう検討願います。
- (3) 環境要素「大気質」のうち、工事の実施（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）について、建設工事に伴う副産物（産業廃棄物及び土砂）の運搬車両の運行に係る要素を含めるよう検討願います。

2 問い合わせ先

柏市環境部環境政策課環境政策担当 森山

〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号

電話番号 04-7167-1695（直通）



環 第 1008 号

平成30年10月9日

千葉県知事 鈴木 栄 治 様

八千代市長 服 部 友 則



一般国道464号北千葉道路（市川市～船橋市）に係る環境影響  
評価方法書に対する意見について（回答）

平成30年8月14日付け環第394号で照会のありましたこのことについ  
て、下記のとおり回答します。

記

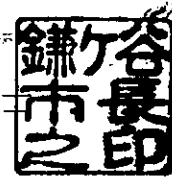
一般国道464号北千葉道路（市川市～船橋市）に係る環境影響評価方法書  
に対する意見はありません。



鎌環第808号  
平成30年10月31日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

鎌ヶ谷市長 清水 聖



一般国道464号北千葉道路（市川市～船橋市）に係る環境影響評価方法書  
に対する意見について（回答）

平成30年8月14日付け環第394号で照会のありました環境影響評価方法書  
に対する意見について、下記のとおり回答いたします。

記

1. 「動物、植物、生態系」において、周辺地域の生物生息地を正確に把握するため、  
地図情報システムを調査・予測手法として用いることも有効な手段と考えられるこ  
とから、適切な手法に基づき実施していただきたい。
2. 「景観」において、事業実施区域の緑の繋がり等がどのように変化していくか図面  
を用いて分析することについて検討いただきたい。  
また、事業実施区域は新鎌ヶ谷特定区画整理事業地区に接しており、同地区には  
「新鎌ヶ谷地区地区計画」があるほか、「鎌ヶ谷市景観計画」において重点地区に指  
定されているため、保全措置の検討にあたっては、景観に配慮したカラーリング等  
の実施を検討いただきたい。
3. 「人と自然との触れ合いの活動の場」において、事業実施区域には市制記念公園、  
栗野地区公園、新鎌ふれあい公園などが存在しており、市民が多く利用する利便性  
の高い場所であるため、特に配慮した調査・予測・評価を行うことを検討いただ  
きたい。



印西環第593号  
平成30年10月16日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

印西市長 板倉 正直



一般国道464号北千葉道路（市川市～船橋市）に係る環境影響評価方法書  
に対する意見について（回答）

平成30年8月14日付け環第394号で依頼のありました標記の件につきまして、下記  
のとおり回答いたします。

記

意見なし。

【担当】

環境経済部環境保全課

保全係 海老原

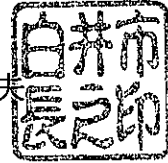
Tel 0476-33-4491

E-mail kankyouka@city.inzai.chiba.jp

白環第242号  
平成30年10月23日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

白井市長 伊澤 史夫



一般国道464号北千葉道路（市川市～船橋市）に係る環境影響評価方法書に対する意見について（回答）

平成30年8月14日付け環第394号にて、照会のありました標記の件について、下記の通り回答いたします。

記

環境影響評価を行うに当たっては、十分な調査、予測及び評価を行い、できる限り影響を回避・低減するように努めていただきますようお願いいたします。

また、事業実施区域及びその周辺は、市街地となっている部分があり、大気質、騒音及び振動については事業実施により影響を受ける可能性があるため、調査地点及び調査時期の設定については、市街地への影響を十分考慮していただきますようお願いいたします。

<お問い合わせ>

〒270-1492 千葉県白井市復 1123

白井市環境課環境保全・放射線対策班 細山

TEL : 047-401-5409 (直通)

FAX : 047-492-3070

E-mail : kankyou@city.shiroi.lg.jp